

～フォークリフト運転技能講習に係る免除資格～ “マイナ免許証”の運用に伴う受講資格の確認方法について

令和7年3月24日から“マイナ免許証”（免許情報が記録されたマイナンバーカード）の運用が開始されました。

“マイナ免許証”の運用に伴い、フォークリフト運転技能講習の受講資格の確認については以下の通りとさせていただきます。

（注）当協会のフォークリフト運転技能講習は、科目の一部免除の方法で実施していますので、

免除資格を確認するための運転免許証・運転免許情報の提示がない場合、受講することができません。

1 従来の「自動車運転免許証」により受講申込を行う場合

これまでと同様、自動車運転免許証の写しを「写真と確認用紙」に貼付し提出してください。

受講当日の手続き

受講当日、「運転免許証」を提示してください。

2 「マイナ免許証」により受講申込を行う場合

「マイナ免許証」から免許情報の読み取りを行ってください。

「**マイナポータル**」（免許更新時にあらかじめ有効な署名用電子証明書の提出が必要）



「**マイナ免許証読み取りアプリ**」で確認が可能です。

※「読み取りアプリ専用サイト」[「https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/」](https://myna-menkyo-app.npa.go.jp/)



読み取りをした運転免許情報（氏名、免許種別、有効期間など）をダウンロード

ダウンロードして印刷したものを「写真と確認用紙」と共に提出してください。

受講当日の手続き

持参するもの

- ・マイナンバーカード
- ・スマートフォン（「免許証読み取りアプリ」がインストールされたスマートフォン端末）
受講当日、“マイナンバーカード”を用いて受講者所有のスマートフォンの「マイナ免許証読み取りアプリ」に**運転免許情報を表示し、同情報を提示してください。**（スクリーンショットは不可）

※マイナ免許証の場合、受講当日の受付手続きにお時間を頂く場合がございますので予めご了承ください。